

○和木町一般廃棄物処理業許可取扱要綱

平成20年3月10日

要綱第5号

改正 平成24年6月15日要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成13年条例第8号）第14条の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条に定める一般廃棄物処理業の許可及び、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条に定める浄化槽清掃業の許可について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物の処分業の許可又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、固形状一般廃棄物又は液状一般廃棄物の区分ごとに、次に掲げる事項を記載した所定の申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 事業所の所在地
- (3) 取り扱う一般廃棄物の種類及び主な内容
- (4) 収集、運搬又は処分の別及びその方法
- (5) 処理区域

- (6) 事業の用に供する一般廃棄物積替場、一般廃棄物処理場、車庫及び係船場の所在地
- (7) 事業の用に供する自動車、船舶その他主たる作業器材の種類及び数量
- (8) 従業員の数

2 前項の申請書には、次に挙げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画を記載した書類（様式第2号）
- (2) 事業の用に供する施設の構造仕様書及び付近の見取図
- (3) 申請者が前項の申請書の（6）、（7）に掲げる施設等の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書並びに従業員名簿
- (5) 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書
- (6) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第7条第5項第4号イからヌのいずれにも該当しない旨を記載した書類（様式第3号）
- (7) 申請者の印鑑証明
- (8) 納税証明書
- (9) 申請する業務に係る実績を記載した書類及び申請する業務に係る契約を証する書類等の写し
- (10) 申請する業務に類する業務に係る許可証等

(1 1) 関係法令及びこの要綱を遵守する旨を記した誓約書(様式第4号)

(1 2) その他町長が必要と認める書類
(許可基準)

第3条 前条の一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可をする場合は、次に適合していなければならない。

(1) 申請者が和木町内に住所(申請者が法人である場合は、町内に主たる事務所又は営業所)を有すること。ただし、町長が特定の収集又は特別な処理をする業者として特に認めた者は、この限りでない。

(2) 申請者が自ら業務を実施すること。

(3) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法第7条第5項第4号又は浄化槽法第36条第2号の欠格条項に該当する者

イ 第7条第1項第1号又は第2号の理由により、許可を取り消され、その取消の日から一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業にあつては5年、浄化槽清掃業にあつては2年を経過しない者

(4) 申請者が、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準を、浄化槽清掃業

にあつては環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条に規定する基準を実施するために必要な人員、車両、設備、器材等を有し、かつ、業務を的確に遂行できる能力を有すること。

(5) 申請する業務についての実績又は見込があること。

(6) その他町長が付す許可条件を遵守することができると思われる者であること。

(許可期限)

第4条 法第7条第2項及び第7項並びに浄化槽法第35条第2項の規定による許可期限は、1年以上2年以内とする。

(許可証の交付等)

第5条 町長は、第2条の規定による一般廃棄物処理業の申請又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の申請により許可の決定をしたときは、許可の決定を受けた者（以下「許可業者」という。）に許可証（様式第5号又は第6号）を交付し、許可台帳に記入して保管するものとする。

2 許可業者は、前項の許可に付随する事項について変更を生じたときは、その旨を遅滞なく町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の届出により変更を決定したときは、所定の変更許可証を交付し、許可台帳を変更するものとする。

4 許可業者は、許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、その事由を付した所定の許可証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

(処理業務の廃止又は休止の届出)

第6条 許可業者は、その業務を廃止し、又は休止しようとするときは、遅滞なく町長に届けなければならない。

(許可の取消し等)

第7条 町長は、許可業者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、浄化槽法、和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例又はこの規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 第3条に規定する基準に該当しなくなったとき。

2 町長は、前項第1号又は第2号の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

3 第1項の規定による許可の取消し又は業務の停止により、許可業者又はその従業者に損害を生じても、町は、その責めを負わない。

(許可証の返還)

第8条 許可業者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を町長に返還しなければならない。

(1) 許可期限が到来したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 処理業務を廃止したとき。

2 許可業者は、第6条の規定により処理業務の全部を休止するとき、又は前条の規定により処理業務の全部の停止を命ぜられたときは、当該休止又は停止の期間中、許可証を町長に返還しなければならない。

(許可業者の責務)

第9条 許可業者は、許可区域内の処理作業を円滑にするため、一定の計画を立てて作業を実施しなければならない。

2 許可業者は、収集した一般廃棄物を、町長の指定する場所に運搬し、确实かつ清潔に処理しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年要綱第13号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

